

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成24年2月2日(2012.2.2)

【公表番号】特表2011-524019(P2011-524019A)

【公表日】平成23年8月25日(2011.8.25)

【年通号数】公開・登録公報2011-034

【出願番号】特願2011-509464(P2011-509464)

【国際特許分類】

G 02 B	27/28	(2006.01)
G 02 F	1/13	(2006.01)
G 03 B	21/14	(2006.01)
G 02 B	5/04	(2006.01)
G 02 B	5/30	(2006.01)
H 04 N	9/31	(2006.01)

【F I】

G 02 B	27/28	Z
G 02 F	1/13	5 0 5
G 03 B	21/14	Z
G 02 B	5/04	B
G 02 B	5/04	F
G 02 B	5/30	
H 04 N	9/31	Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月6日(2011.12.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第一及び第二のプリズムと、

第一、第二、第三、及び第四のプリズム面と、

前記第一のプリズム面が前記第三のプリズム面と対向するように前記第一のプリズムと前記第二のプリズムとの間に配置された反射型偏光子と、を含む偏光ビームスプリッタ、

第一のプリズム面に面して配置された色選択性偏光回転フィルタであって、前記フィルタは、少なくとも別の選択された色の光の偏光方向を変化させることなく少なくとも1つの選択された色の光の偏光方向を変化させることができる、色選択性偏光回転フィルタ、

前記第二、第三及び第四のプリズム面にそれぞれ面して配置された第一、第二及び第三のダイクロイックフィルタ、並びに、

前記第二、第三及び第四のプリズム面の各々に面して配置された第一、第二及び第三の位相差板、

を含む色合成器であって、前記第一の位相差板は前記第一のダイクロイックフィルタと前記第二のプリズム面との間にあり、前記第二及び第三のダイクロイックフィルタの各々は前記第二及び第三の位相差板と前記対応するプリズム面との間にある、色合成器。

【請求項2】

請求項1に記載の色合成器を提供することと、

未偏光の第一、第二及び第三の色の光をそれぞれ前記第一、第二及び第三のプリズム面

に方向付けることと、

前記色選択性偏光回転フィルタから合成偏光を受光することと、を含む、光合成方法。

【請求項 3】

対角面及び旋光プリズム面を有する、少なくとも1つの旋光プリズムを更に含み、前記旋光プリズム面が、前記第一、第二又は第三の位相差板のうちの1つに面して配置される、請求項1に記載の光合成器。